

平成 23 年 9 月 30 日

衆議院 農林水産委員会
委員長 吉田公一 殿

社団法人 日本農業法人協会
会長 松岡義博



都市計画と農業政策の再結合による都市農業振興提案

1. 都市計画と農業政策を再結合する緑農地制度の創設（別図参照）

（1）農業振興地域制度の改正による都市農業振興地域制度の創設

都市計画制度の改正に伴う「緑農地」を、農業振興地域制度において、食料農業農村基本法第 36 条第 2 項に基づき、「都市農業振興地域」として位置づける農業振興地域制度の改正を行うこと。

（2）都市農業振興施策体系の再構築

都市農業振興地域については、農業振興地域の農用地区域に準じた施策を実施できるように、「都市計画と調整措置」を抜本的に見直すとともに、都市農業振興施策体系を再構築すること。

（3）生産緑地制度の改正について

ア. 下限基準面積（500 m²）の撤廃

土地利用状況にあった制度への改善

イ. 生産緑地の範囲の拡大→緑農地（生産緑地+農業施設用地+屋敷林）

都市農業経営の持続的振興を図る観点から、農業振興地域における「農用地等」に準じて、農業施設用地、農業関連屋敷林等を現行の生産緑地の範囲を拡大して、「緑農地」として制度の対象とすること。

（4）農地の相続税納税猶予制度改正

この制度の根拠法である旧農地法が改正されたこと、食料農業農村基本計画の都市農業制度の見直し規定を踏まえ、農用地等の相続税納税猶予制度の改正。

ア. 賃貸借と農業生産法人への出資の許容

農地法改正で自作農主義は廃止された。したがって、賃貸借を制度の対象とすること、及び農業生産法人への農地の出資の許容。

イ. 農業施設用地の許容

農地の持続的保全、都市農業振興の観点から、相続税納税猶予制度について、農業施設用地等を含めた「農用地等の相続税納税猶予制度」とすること。

ウ. 緑農地についての農地価格評価

都市の農業経営の主体は、資本集約的な施設型農業であり、農業施設用地は基本的な生産手段。

本年3月1日、「六次産業化法」が施行された。この敷地は、通常の宅地とされることになっているが、当然、農業施設用地に含めるべきものと考えます（市街化地区内では相続問題を考えると、六次産業化の施設を作らないという選択になる可能性が大きい。）

農業施設用地に、宅地並み課税や相続税を重課する制度は、施設型農業経営の存立、六次産業化の創設を否定することに等しいと思われる。

都市農業経営の安定的存続を図る観点から、税制改正を行い、農地価格評価に改正すべき。

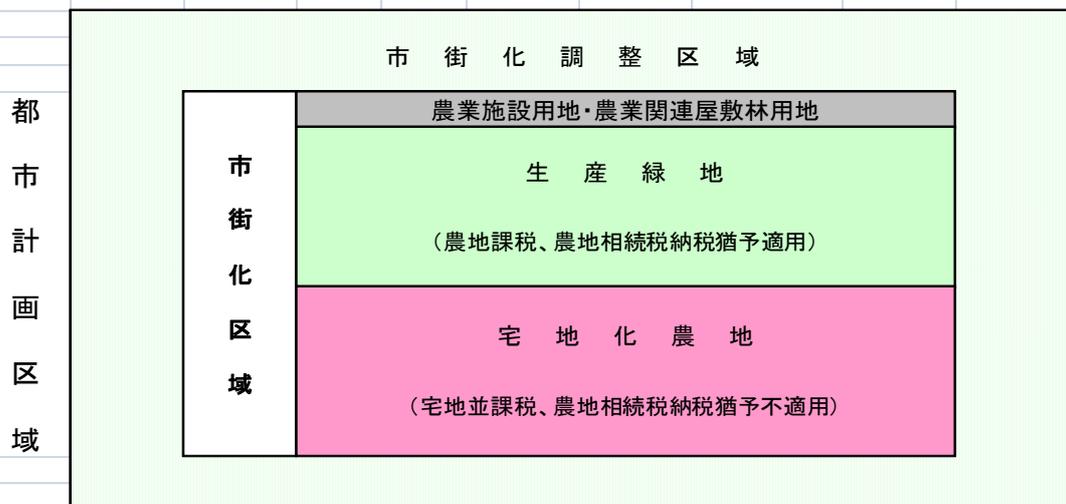
エ. 農地の物納を認め、農業者等に貸し付ける制度の創設

現行の農地の相続税納税猶予制度では、農地の物納を認めていないが、農地の有効利用を図るため、物納を許容して、農家に貸し付ける制度を仕組むこと。

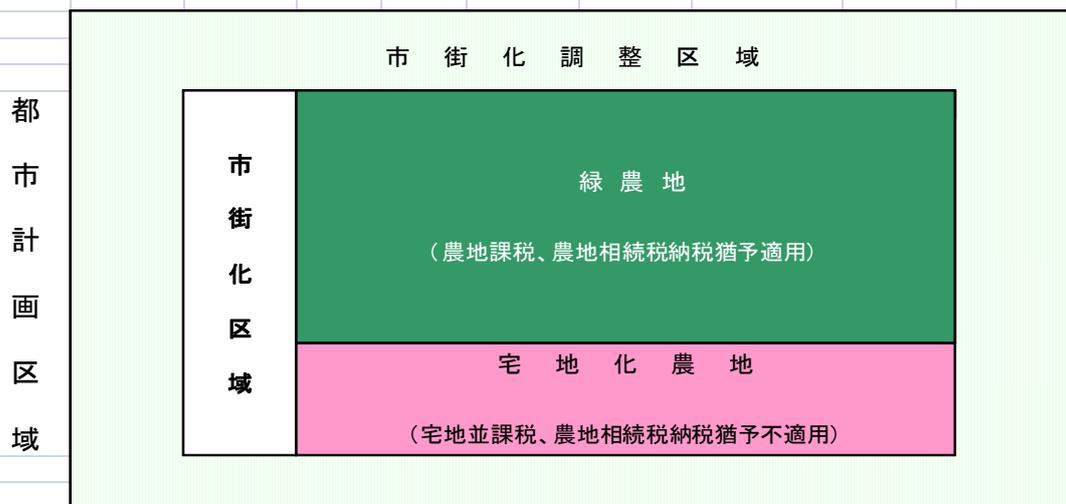
以上、一連の制度改正を迅速に推進するため、都市農業振興特別措置法等の特別立法措置をお願いしたい。

生産緑地制度と緑農地制度の提案

現行の生産緑地制度(三大都市圏特定市)



制度改正後の都市計画・緑農地制度(三大都市圏特定市)-提案-



(注)1 用語解説

- (1) 緑農地とは ①現行の生産緑地に、②農業施設用地、③農業関連屋敷林、④宅地化農地から、緑農地への編入分を含めたものです。
- (2) 農業施設用地とは ①ハウス、温室、畜舎、②農機具収納舎、③納屋など農作業場、④堆肥場、⑤農産物貯蔵施設、⑥倉庫、⑦直売所、販売所、⑧駐車場などを含めたものです。
- (3) 農業関連屋敷林とは、屋敷林のうち、農業経営上利用した屋敷林です。

(注)2 「宅地化農地からの編入分」とは、制度改正により、これまでの制度の対象外となっていた「農業施設用地、農業関連屋敷林」が緑農地に含まれることにより、これまでの相続税の支払財源として保留していた宅地化農地面積が少なくなるので、その分が緑農地に編入されることを想定しています。